

令03原機(科保)076
令和3年11月30日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。なお、変更の内容等の詳細は、別表に示す。

1. 変更の内容

(1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴い、第1編（総則）を次のとおり変更する。

1) 「組織及び職務」に関する変更

- ①本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため、第6条（組織）に係る記載を変更する。
- ②「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため、第7条（職務）及び別表第3に係る記載を追加する。
- ③「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため、第7条（職務）に係る記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。また、当該変更内容を第4条（定義）及び別表第3に反映する。
- ④試験炉規則に基づく記録に係る記録責任者及び保存責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため、別表第6の記載を変更する。
- ⑤別図第1について、組織改正を反映した図に変更する。

2) 上記1)の変更に伴う第17条（品質マネジメント計画）に関する変更

- ①本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため、「5.5.2 管理責任者」の記載を変更する。
- ②人的資源を含む資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため、「6.1 資源の確保」及び「6.2.1 一般」の記載を変更する。
- ③「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担するため、図4.1の記載を変更する。
- ④その他の「安全・核セキュリティ統括部長」の記載は「安全管理部長」に変更する。

(2) 保安管理部の組織改正に伴う変更

「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため、第1編第7条（職務）、別表第3及び別図第1に係る記載を変更する。また、当該変更内容を第5編第5.2条（原子炉が計画外停止した場合等の措置）及び第7編第4.5条（原子炉が計画外停止した場合等の措置）に反映する。

2. 変更の理由

(1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更

以下の理由により、安全・核セキュリティ統括部の組織改正を行うため、保安規定を変更する。

- 1) 機構における安全、核セキュリティ、保障措置の業務については、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきたが、機構全体の安全管理及び核セキュリティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンスの強化を図るため、安全・核セキュリティ統括部に代わり、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核セキュリティ管理部」の2部を置く体制とする。
- 2) 安全・核セキュリティ統括本部長を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」とすることにより、理事長を補佐して原子炉施設等の安全管理について機構横断的な活動を統理するとともに、原子炉施設等の安全管理に係る理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講じることができる体制を構築し、安全管理に関するガバナンス強化を図る。また、同統括本部長は、その職務を誠実に遂行することを明確にする。
- 3) 安全・核セキュリティ統括本部担当理事を「本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者」とすることにより、品質マネジメント活動に関する内部統制の強化を図る。
- 4) これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた業務のうち、安全管理に係る業務については安全管理部、核セキュリティ・保障措置に係る業務については核セキュリティ管理部が実施する体制とし、従来の業務をもれなく両部に移管するとともに、両部長が専属でそれぞれの業務を管理することにより、機能強化を図る。
- 5) 安全管理部においては、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務等を行う。
- 6) 核セキュリティ管理部においては、核セキュリティ及び保障措置の各活動に関して、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた機構内の核セキュリティ管理に係る業務の総合調整、指導及び支援業務、機構全体に対するアセスメント（内部監査に相当）並びに各種委員会の事務局に関する業務を行う。ただし、核セキュリティ管理部は、原子炉施設の保安に関与しないため、保安規定上の保安活動組織に含めない。

(2) 保安管理部の組織改正に伴う変更

品質保証課と施設安全課を統合して品質保証課とすることにより、研究所における関係法令及び規定の遵守、原子炉施設に関する保安活動の統括並びに原子炉施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務に関する業務を一組織で一貫して実施できる体制を構築するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

別 表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 1 編 総則

令和 3 年 1 1 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第3条 (省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、研究炉加速器技術部長、バックエンド技術部長、臨界ホット試験技術部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び契約部長は含まれない。</p> <p>(4) ～ (32) (省略)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織 (以下「本部」という。) は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、原子炉施設の品質マネジメント活動に関する業務の責任者として、品質マネジメント活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長へ</p>	<p>第1編 総則</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第3条 (変更なし)</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、研究炉加速器技術部長、バックエンド技術部長、臨界ホット試験技術部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、<u>安全管理部長</u>及び契約部長は含まれない。</p> <p>(4) ～ (32) (変更なし)</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織 (以下「本部」という。) は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、原子炉施設の品質マネジメント活動に関する業務の責任者として、品質マネジメント活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長へ</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>の品質マネジメント活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の原子炉施設の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(5) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、原子炉施設の<u>本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務</u>を行う。</p> <p>(6) 契約部長は、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(7) 所長は、研究所における原子炉施設に係る保安活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力施設検査室長は、第16条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 保安管理部長は、所長を補佐し、原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメント活動に係る調整業務を行うとともに、<u>第10号から第14号（第12号に掲げる施設管理者が行う業務を除く。）に掲げる業務を統括する</u>。併せて、施設管理統括者として、第12号に掲げる施設管理者が行う業務を統括する。</p> <p>(10) 安全対策課長は、研究所における安全文化の育成・維持活動並びに保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(11) <u>施設安全課長</u>は、研究所における関係法令及び規定の遵守並びに原子炉施設に関する保安活動の統括に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務並びに施設管理者として、原子力科学研究所の共通施設の保守に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、原子炉施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p>	<p>の品質マネジメント活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>は、<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する</u>。同本部長は、理事長を補佐し、<u>第6号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する</u>。また、<u>保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる</u>。</p> <p>(5) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の原子炉施設の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、<u>研究所の原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務</u>を行う。</p> <p>(7) 契約部長は、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(8) 所長は、研究所における原子炉施設に係る保安活動を統括する。</p> <p>(9) 原子力施設検査室長は、第16条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(10) 保安管理部長は、所長を補佐し、原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメント活動に係る調整業務を行うとともに、<u>第11号から第14号（第12号に掲げる施設管理者が行う業務を除く。）に掲げる業務を統括する</u>。併せて、施設管理統括者として、第12号に掲げる施設管理者が行う業務を統括する。</p> <p>(11) 安全対策課長は、研究所における安全文化の育成・維持活動並びに保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務並びに施設管理者として、原子力科学研究所の共通施設の保守に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、<u>研究所における関係法令及び規定の遵守に係る事務、原子炉施設に関する保安活動の統括に係る事務</u>、原子炉施設に関する品質マネジメント活動の統</p>	<p>本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため</p> <p>号番号の繰下げ（以下同じ）</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するとともに、記載の適正化を行うため</p> <p>「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため</p> <p>「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管す</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>(15) ～ (39) (省略)</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。</p> <p>第8条 ～ 第10条 (省略)</p> <p>第2節 ～ 第4節 (省略)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画)</p> <p>第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>	<p>括に係る事務並びに原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) ～ (39) (変更なし)</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。</p> <p>第8条 ～ 第10条 (変更なし)</p> <p>第2節 ～ 第4節 (変更なし)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画)</p> <p>第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>	<p>るため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">【品質マネジメント計画】</p> <p>1. 目的 (省略)</p> <p>2. 適用範囲 (省略)</p> <p>3. 定義 (省略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項 (省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 (省略)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル (省略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外</p>	<p style="text-align: center;">【品質マネジメント計画】</p> <p>1. 目的 (変更なし)</p> <p>2. 適用範囲 (変更なし)</p> <p>3. 定義 (変更なし)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項 (変更なし)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 (変更なし)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル (変更なし)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (省略)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (省略)</p> <p>5.3 品質方針 (省略)</p> <p>5.4 計画 (省略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 (省略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部 (監査プロセスを除く。) においては<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p>	<p>部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (変更なし)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (変更なし)</p> <p>5.3 品質方針 (変更なし)</p> <p>5.4 計画 (変更なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 (変更なし)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部 (監査プロセスを除く。) においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>本部 (監査プロセスを除く。) の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者 (省略)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (省略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー (省略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源 (要員の力量)</p> <p>(2) インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p>	<p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者 (変更なし)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (変更なし)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー (変更なし)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源 (要員の力量)</p> <p>(2) インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p>	<p>資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>人的資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ（省略）</p> <p>6.4 作業環境（省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表4.2.1のとおり策定する。</p> <p>(2) 所長、部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測</p>	<p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ（変更なし）</p> <p>6.4 作業環境（変更なし）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表4.2.1のとおり策定する。</p> <p>(2) 所長、部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス (省略)</p> <p>7.3 設計・開発 (省略)</p> <p>7.4 調達 (省略)</p> <p>7.5 業務の実施 (省略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (省略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション (7.2.3 参照) によ</p>	<p>定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス (変更なし)</p> <p>7.3 設計・開発 (変更なし)</p> <p>7.4 調達 (変更なし)</p> <p>7.5 業務の実施 (変更なし)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (変更なし)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション (7.2.3 参照) により入手し、監視す</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>り入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査 (省略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (省略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、所長は、不適合の処理に関する管理 (関連する管理者に不適合を報告することを含む。) の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を</p>	<p>る。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査 (変更なし)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (変更なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長は、不適合の処理に関する管理 (関連する管理者に不適合を報告することを含む。) の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、</p>	<p>評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、所長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並</p>	<p>長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置</p>	<p>部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p>	<p>要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

備考	変更後	変更前																																																																
<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2136 294 2226 430">区分</td> <td data-bbox="2136 430 2226 588">(規制当局)</td> <td data-bbox="2136 588 2226 777">国民</td> <td data-bbox="2136 777 2226 955">理事長 (本部、原子力科学研究所)</td> <td data-bbox="2136 955 2226 1134">管理責任者 (本部、原子力科学研究所)</td> <td data-bbox="2136 1134 2226 1312">統括監査の職 部、契約部</td> <td data-bbox="2136 1312 2226 1491">安全・核セキュリティ統括部長</td> <td data-bbox="2136 1491 2226 1743">原子力科学研究所各部署</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1899 294 2136 430">計画段階 (Plan)</td> <td data-bbox="1899 430 2136 588">原子力安全</td> <td data-bbox="1899 588 2136 777">4.2 文書に関する要求事項 (文書の承認、記録の作成) 5.1 経営者の関与 5.2 原子力安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 6.2 人的資源</td> <td data-bbox="1899 777 2136 955">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="1899 955 2136 1134">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="1899 1134 2136 1312">7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理</td> <td data-bbox="1899 1312 2136 1491">6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者</td> <td data-bbox="1899 1491 2136 1743">8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1662 294 1899 430">実施段階 (Do)</td> <td data-bbox="1662 430 1899 588">原子力定期検査</td> <td data-bbox="1662 588 1899 777">・規則要求等 ・申請に関する説明 ・その他説明</td> <td data-bbox="1662 777 1899 955">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="1662 955 1899 1134">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="1662 1134 1899 1312">7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理</td> <td data-bbox="1662 1312 1899 1491">6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者</td> <td data-bbox="1662 1491 1899 1743">8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1424 294 1662 430">評価段階 (Check) 改善段階 (Act)</td> <td data-bbox="1424 430 1662 588">原子力定期検査</td> <td data-bbox="1424 588 1662 777">不適合の重要度に応じて報告</td> <td data-bbox="1424 777 1662 955">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="1424 955 1662 1134">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="1424 1134 1662 1312">7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理</td> <td data-bbox="1424 1312 1662 1491">6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者</td> <td data-bbox="1424 1491 1662 1743">8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止</td> </tr> </table>	区分	(規制当局)	国民	理事長 (本部、原子力科学研究所)	管理責任者 (本部、原子力科学研究所)	統括監査の職 部、契約部	安全・核セキュリティ統括部長	原子力科学研究所各部署	計画段階 (Plan)	原子力安全	4.2 文書に関する要求事項 (文書の承認、記録の作成) 5.1 経営者の関与 5.2 原子力安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 6.2 人的資源	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止	実施段階 (Do)	原子力定期検査	・規則要求等 ・申請に関する説明 ・その他説明	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止	評価段階 (Check) 改善段階 (Act)	原子力定期検査	不適合の重要度に応じて報告	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1098 294 1187 430">区分</td> <td data-bbox="1098 430 1187 588">(規制当局)</td> <td data-bbox="1098 588 1187 777">国民</td> <td data-bbox="1098 777 1187 955">理事長 (本部、原子力科学研究所)</td> <td data-bbox="1098 955 1187 1134">管理責任者 (本部、原子力科学研究所)</td> <td data-bbox="1098 1134 1187 1312">統括監査の職 部、契約部</td> <td data-bbox="1098 1312 1187 1491">安全・核セキュリティ統括部長</td> <td data-bbox="1098 1491 1187 1743">原子力科学研究所各部署</td> </tr> <tr> <td data-bbox="860 294 1098 430">計画段階 (Plan)</td> <td data-bbox="860 430 1098 588">原子力安全</td> <td data-bbox="860 588 1098 777">4.2 文書に関する要求事項 (文書の承認、記録の作成) 5.1 経営者の関与 5.2 原子力安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 6.2 人的資源</td> <td data-bbox="860 777 1098 955">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="860 955 1098 1134">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="860 1134 1098 1312">7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理</td> <td data-bbox="860 1312 1098 1491">6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者</td> <td data-bbox="860 1491 1098 1743">8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="623 294 860 430">実施段階 (Do)</td> <td data-bbox="623 430 860 588">原子力定期検査</td> <td data-bbox="623 588 860 777">・規則要求等 ・申請に関する説明 ・その他説明</td> <td data-bbox="623 777 860 955">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="623 955 860 1134">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="623 1134 860 1312">7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理</td> <td data-bbox="623 1312 860 1491">6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者</td> <td data-bbox="623 1491 860 1743">8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="385 294 623 430">評価段階 (Check) 改善段階 (Act)</td> <td data-bbox="385 430 623 588">原子力定期検査</td> <td data-bbox="385 588 623 777">不適合の重要度に応じて報告</td> <td data-bbox="385 777 623 955">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="385 955 623 1134">8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td data-bbox="385 1134 623 1312">7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理</td> <td data-bbox="385 1312 623 1491">6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者</td> <td data-bbox="385 1491 623 1743">8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止</td> </tr> </table>	区分	(規制当局)	国民	理事長 (本部、原子力科学研究所)	管理責任者 (本部、原子力科学研究所)	統括監査の職 部、契約部	安全・核セキュリティ統括部長	原子力科学研究所各部署	計画段階 (Plan)	原子力安全	4.2 文書に関する要求事項 (文書の承認、記録の作成) 5.1 経営者の関与 5.2 原子力安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 6.2 人的資源	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止	実施段階 (Do)	原子力定期検査	・規則要求等 ・申請に関する説明 ・その他説明	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止	評価段階 (Check) 改善段階 (Act)	原子力定期検査	不適合の重要度に応じて報告	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止
区分	(規制当局)	国民	理事長 (本部、原子力科学研究所)	管理責任者 (本部、原子力科学研究所)	統括監査の職 部、契約部	安全・核セキュリティ統括部長	原子力科学研究所各部署																																																											
計画段階 (Plan)	原子力安全	4.2 文書に関する要求事項 (文書の承認、記録の作成) 5.1 経営者の関与 5.2 原子力安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 6.2 人的資源	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止																																																											
実施段階 (Do)	原子力定期検査	・規則要求等 ・申請に関する説明 ・その他説明	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止																																																											
評価段階 (Check) 改善段階 (Act)	原子力定期検査	不適合の重要度に応じて報告	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止																																																											
区分	(規制当局)	国民	理事長 (本部、原子力科学研究所)	管理責任者 (本部、原子力科学研究所)	統括監査の職 部、契約部	安全・核セキュリティ統括部長	原子力科学研究所各部署																																																											
計画段階 (Plan)	原子力安全	4.2 文書に関する要求事項 (文書の承認、記録の作成) 5.1 経営者の関与 5.2 原子力安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 6.2 人的資源	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止																																																											
実施段階 (Do)	原子力定期検査	・規則要求等 ・申請に関する説明 ・その他説明	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止																																																											
評価段階 (Check) 改善段階 (Act)	原子力定期検査	不適合の重要度に応じて報告	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.1 組織の外部的者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定	7.1 業務の計画 7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.3 教育・開発 7.4 調達 7.5 業務の負荷 7.6 監視機器及び測定機器の管理	6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業者	8.2.4 検査及び試験 8.2.5 不正防止 8.2.6 未熟防止 8.3.1 不適切な変更 8.3.2 不正防止 8.3.3 未熟防止 8.4.1 不適切な変更 8.4.2 不正防止 8.4.3 未熟防止																																																											

図 4.1 品質マネジメントシステム体系図

図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (省略)

図 4.1 品質マネジメントシステム体系図

図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (変更なし)

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前					変更後					備考
表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	
4.2.2	品質マニュアル	原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書	理事長	QS-P10	4.2.2	品質マニュアル	原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書	理事長	QS-P10	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
4.2.3	文書管理 記録の管理	文書及び記録管理要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A01	4.2.3	文書管理	文書及び記録管理要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A01	
4.2.4		原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	所長	(科)QAM-420	4.2.4	記録の管理	原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	所長	(科)QAM-420	
		保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420			保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420	
		放射線管理部文書及び記録の管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-420			放射線管理部文書及び記録の管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-420	
		工務技術部文書及び記録の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-420			工務技術部文書及び記録の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-420	
		研究炉加速器技術部文書及び記録の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-420			研究炉加速器技術部文書及び記録の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-420	
		臨界ホット試験技術部の文書及び記録の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-420			臨界ホット試験技術部の文書及び記録の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-420	
		バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420			バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420	
	原子力施設検査室文書及び記録の管理要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-420			原子力施設検査室文書及び記録の管理要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-420		
5.1	経営者の 関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A09	5.1	経営者の 関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A09	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
		原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	所長	(科)QAM-510				原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	所長	
5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A11	5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A11	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
		原子力科学研究所品質目標管理要領	所長	(科)QAM-540					原子力科学研究所品質目標管理要領	
5.5.4	内部コミ	中央安全審査・品質保証委員	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A04	5.5.4	内部コミ	中央安全審査・品質保証委員	<u>安全管理部長</u>	QS-A04	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前				変更後				備考		
	ユニケーション	会の運営について	<u>リテイ統括部長</u>		ユニケーション	会の運営について		長」の職務に変更するため		
		原子炉施設等安全審査委員会規則	所長	(科)QAM-550		原子炉施設等安全審査委員会規則	所長		(科)QAM-550	
		原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	所長	(科)QAM-552		原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	所長		(科)QAM-552	
5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02	5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02	
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	教育訓練管理要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A07	6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	教育訓練管理要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A07	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
		保安管理部教育・訓練管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-620			保安管理部教育・訓練管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-620	
		放射線管理部教育・訓練管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-620			放射線管理部教育・訓練管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-620	
		工務技術部教育・訓練管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-620			工務技術部教育・訓練管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-620	
		研究炉加速器技術部教育・訓練管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-620			研究炉加速器技術部教育・訓練管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-620	
		臨界ホット試験技術部の教育・訓練管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-620			臨界ホット試験技術部の教育・訓練管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-620	
		バックエンド技術部教育訓練管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-620			バックエンド技術部教育訓練管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-620	
		原子力施設検査室教育・訓練管理要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-620			原子力施設検査室教育・訓練管理要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-620	
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A12	7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A12	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
		原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711			原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711	
		原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712			原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712	
		原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713			原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713	
		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する	所長	(科)QAM-714			原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する	所長	(科)QAM-714	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前					変更後					備考
		運用基準					運用基準			
		原子力科学研究所保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715			原子力科学研究所保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715	
		原子力科学研究所 PI 設定評価要領	所長	(科)QAM-716			原子力科学研究所 PI 設定評価要領	所長	(科)QAM-716	
		保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710			保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710	
		放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710			放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710	
		工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710			工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710	
		研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710			研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710	
		臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710			臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710	
		バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710			バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710	
		原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710			原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710	
7.3	設計・開発	保安管理部設計・開発管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-730	7.3	設計・開発	保安管理部設計・開発管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-730	
		放射線管理部設計・開発管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-730			放射線管理部設計・開発管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-730	
		工務技術部設計・開発管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-730			工務技術部設計・開発管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-730	
		研究炉加速器技術部設計・開発管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-730			研究炉加速器技術部設計・開発管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-730	
		臨界ホット試験技術部の設計・開発管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-730			臨界ホット試験技術部の設計・開発管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-730	
		バックエンド技術部設計・開発管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-730			バックエンド技術部設計・開発管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-730	
7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01	7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01	
		原子力科学研究所調達管理要領	所長	(科)QAM-740			原子力科学研究所調達管理要領	所長	(科)QAM-740	
7.6	監視機器	保安管理部監視機器及び測定	保安管理部長	(科保)QAM-760	7.6	監視機器	保安管理部監視機器及び測定	保安管理部長	(科保)QAM-760	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前					変更後					備考
	及び測定機器の管理	機器の管理要領			及び測定機器の管理	機器の管理要領				
		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領 (放射線管理施設編)	放射線管理部長	(科放)QAM-760		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領 (放射線管理施設編)	放射線管理部長	(科放)QAM-760		
		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領 (放射線測定機器管理編)	放射線管理部長	(科放)QAM-761		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領 (放射線測定機器管理編)	放射線管理部長	(科放)QAM-761		
		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領 (環境の放射線管理施設編)	放射線管理部長	(科放)QAM-762		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領 (環境の放射線管理施設編)	放射線管理部長	(科放)QAM-762		
		工務技術部監視機器及び測定機器の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-760		工務技術部監視機器及び測定機器の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-760		
		研究炉加速器技術部監視機器及び測定機器の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-760		研究炉加速器技術部監視機器及び測定機器の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-760		
		臨界ホット試験技術部監視機器及び測定機器の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-760		臨界ホット試験技術部監視機器及び測定機器の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-760		
		バックエンド技術部監視機器及び測定機器の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-760		バックエンド技術部監視機器及び測定機器の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-760		
8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
8.2.4	検査及び試験	原子力科学研究所事業者検査の実施要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-820	8.2.4	検査及び試験	原子力科学研究所事業者検査の実施要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-820	
		保安管理部試験・検査の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-820			保安管理部試験・検査の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-820	
		放射線管理部試験・検査の管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-820			放射線管理部試験・検査の管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-820	
		工務技術部試験・検査の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-820			工務技術部試験・検査の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-820	
		研究炉加速器技術部試験・検査の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-820			研究炉加速器技術部試験・検査の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-820	
		臨界ホット試験技術部の試験・検査の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-820			臨界ホット試験技術部の試験・検査の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-820	
バックエンド技術部試験・検査の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-820	バックエンド技術部試験・検査の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-820					
8.3 8.5.2	不適合管理	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A03	8.3 8.5.2	不適合管理	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A03	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前					変更後					備考
8.5.3	是正処置等 未然防止 処置	原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領	所長	(科)QAM-830	8.5.3	是正処置等 未然防止 処置	原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領	所長	(科)QAM-830	
		原子力科学研究所水平展開要領	所長	(科)QAM-850			原子力科学研究所水平展開要領	所長	(科)QAM-850	
第18条 ～ 第26条の3 (削除)					第18条 ～ 第26条の3 (削除)					
第4章 ～ 第10章 (省略)					第4章 ～ 第10章 (変更なし)					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前												変更後												備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係) (省略)												別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係) (変更なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
別表第1の2 共通施設 (第3条・第30条の3・第30条の10関係) (省略)												別表第1の2 共通施設 (第3条・第30条の3・第30条の10関係) (変更なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
別表第2 非常事態 (第4条第17号・第39条・第40条・第42条・第51条関係) (省略)												別表第2 非常事態 (第4条第17号・第39条・第40条・第42条・第51条関係) (変更なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 (第7条第2項関係)												別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 (第7条第2項関係)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安活動及び 品質マネジメント活動</th> <th>文書及び記録の管理</th> <th>運転管理</th> <th>保守管理</th> <th>核燃料物質等の管理</th> <th>放射線管理</th> <th>放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</th> <th>非常の場合の措置</th> <th>検査及び試験</th> <th>内部監査</th> <th>不適合管理、是正処置及び未然防止処置</th> <th>マネジメントレビュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職位</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>理事長</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>統括監査の職</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>監査プロセスの管理責任者</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>研究所の管理責任者</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td><u>安全・核セキュリティ統括部長</u></td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>契約部長</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>原子力施設検査室長</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>保安管理部長</td> <td>○</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td> </tr> </tbody> </table>												保安活動及び 品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー	職位												理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	研究所の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	契約部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	所長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	原子力施設検査室長	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	保安管理部長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安活動及び 品質マネジメント活動</th> <th>文書及び記録の管理</th> <th>運転管理</th> <th>保守管理</th> <th>核燃料物質等の管理</th> <th>放射線管理</th> <th>放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</th> <th>非常の場合の措置</th> <th>検査及び試験</th> <th>内部監査</th> <th>不適合管理、是正処置及び未然防止処置</th> <th>マネジメントレビュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職位</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>理事長</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>統括監査の職</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>監査プロセスの管理責任者</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>研究所の管理責任者</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td><u>安全・核セキュリティ統括本部長</u></td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td><u>安全管理部長</u></td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>契約部長</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>原子力施設検査室長</td> <td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>保安管理部長</td> <td>○</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td> </tr> </tbody> </table>												保安活動及び 品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー	職位												理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	研究所の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	<u>安全管理部長</u>	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	契約部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	所長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	原子力施設検査室長	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	保安管理部長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	<p>「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するとともに、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>
保安活動及び 品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
職位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
研究所の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
契約部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
所長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
原子力施設検査室長	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
保安管理部長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
保安活動及び 品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
職位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
研究所の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<u>安全管理部長</u>	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
契約部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
所長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
原子力施設検査室長	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
保安管理部長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前											変更後											備考		
安全対策課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	安全対策課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため		
施設安全課長	○	二	二	二	二	二	○	二	二	二	(削る)													
危機管理課長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	危機管理課長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-		-	
核物質管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	核物質管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-	
品質保証課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	品質保証課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-	
工務技術部長	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	-	工務技術部長	○	○	○	-	-	○	○	○	-		○	-
技術管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	技術管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-	
工務第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	工務第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-		-	-
工務第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	工務第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-		-	-
放射線管理部長	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	放射線管理部長	○	○	○	-	○	-	○	○	-		○	-
線量管理課長	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	-	線量管理課長	○	-	○	-	○	-	○	○	-		-	-
環境放射線管理課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	環境放射線管理課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-		-	-
放射線管理第1課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	放射線管理第1課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-		-	-
放射線管理第2課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	放射線管理第2課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-		-	-
研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-		○	-
計画調整課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	計画調整課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-		-	-
利用施設管理課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	利用施設管理課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-		-	-
研究炉技術課長	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	研究炉技術課長	○	-	-	○	○	-	○	○	-		-	-
JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-		-	-
JRR-4管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	JRR-4管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-		-	-
NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-		-	-
バックエンド技術部長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	バックエンド技術部長	○	○	○	-	○	○	○	○	-		○	-
高減容処理技術課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	高減容処理技術課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-		-	-
放射性廃棄物管理第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	放射性廃棄物管理第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-		-	-
放射性廃棄物管理第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	放射性廃棄物管理第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-		-	-
廃止措置課長	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	廃止措置課長	○	-	○	-	○	○	○	○	-		-	-
臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-		○	-
ホット使用施設管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	ホット使用施設管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-		-	-
臨界技術第1課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	臨界技術第1課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	
臨界技術第2課長	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	臨界技術第2課長	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	

*1 : STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。

*1 : STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
別表第4 (削除)	別表第4 (削除)	
別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係) (省略)	別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係) (変更なし)	
別表第5の2 緊急作業従事者選定前教育 (第32条関係) (省略)	別表第5の2 緊急作業従事者選定前教育 (第32条関係) (変更なし)	
別表第5の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練 (第33条関係) (省略)	別表第5の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練 (第33条関係) (変更なし)	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図 (第6条関係)</p> <p>別図第2 敷地内通信連絡設備 (省略)</p> <p>(JRR-3原子炉主任技術者は、周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う。廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者及び原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第14条第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。)</p>	<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図 (第6条関係)</p> <p>別図第2 敷地内通信連絡設備 (変更なし)</p> <p>(JRR-3原子炉主任技術者は、周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う。廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者及び原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第14条第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。)</p>	<p>組織改正を反映した図に変更するため</p> <p>組織改正を反映した図に変更するため</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第 5 編 **JRR-3** の管理

令和 3 年 1 1 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第5編 JRR-3の管理 目次 (省略)</p> <p>第1章 ～ 第6章 (省略)</p> <p>第7章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 第50条～第51条 (省略)</p> <p>(原子炉が計画外停止した場合等の措置)</p> <p>第52条 JRR-3管理課長は、前条に定める安全保護回路等が作動したとき、第50条で定める警報が復帰できず原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき(以下この編において「計画外停止」という。)は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路等又は警報装置の項目及びその原因 (2) 中性子出力の正常な低下 (3) 全制御棒の完全挿入 (4) 崩壊熱の除去(ただし、崩壊熱除去を必要としないときはこの限りではない。) (5) 非常用排気設備の作動の有無</p> <p>2 JRR-3管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前条の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、JRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び<u>施設安全課長</u>に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第53条～第67条 (省略)</p> <p>第8章 ～ 第9章 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第26 (省略)</p> <p>別図第1 ～ 別図第9 (省略)</p>	<p>第5編 JRR-3の管理 目次 (変更なし)</p> <p>第1章 ～ 第6章 (変更なし)</p> <p>第7章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 第50条～第51条 (変更なし)</p> <p>(原子炉が計画外停止した場合等の措置)</p> <p>第52条 JRR-3管理課長は、前条に定める安全保護回路等が作動したとき、第50条で定める警報が復帰できず原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき(以下この編において「計画外停止」という。)は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路等又は警報装置の項目及びその原因 (2) 中性子出力の正常な低下 (3) 全制御棒の完全挿入 (4) 崩壊熱の除去(ただし、崩壊熱除去を必要としないときはこの限りではない。) (5) 非常用排気設備の作動の有無</p> <p>2 JRR-3管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前条の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、JRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び<u>品質保証課長</u>に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第53条～第67条 (変更なし)</p> <p>第8章 ～ 第9章 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第26 (変更なし)</p> <p>別図第1 ～ 別図第9 (変更なし)</p>	<p>「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第7編 NSRRの管理

令和3年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第7編 NSRRの管理</p> <p>目次（省略）</p> <p>第1章～第5章（省略）</p> <p>第6章 異常時の措置 第43条～第44条（省略）</p> <p>（原子炉が計画外停止した場合等の措置）</p> <p>第45条 NSRR管理課長は、安全保護回路が作動したとき、警報装置が復帰できずに原子炉を停止したとき、又はNSRR原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路又は警報装置の項目及びその原因</p> <p>(2) 中性子出力の正常な低下</p> <p>(3) 全制御棒の完全挿入</p> <p>2 NSRR管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、NSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 NSRR管理課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第46条～第59条（省略）</p> <p>第7章～第8章（省略）</p> <p>別表第1～別表第26（省略）</p> <p>別図第1～別図第5（省略）</p>	<p>第7編 NSRRの管理</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第1章～第5章（変更なし）</p> <p>第6章 異常時の措置 第43条～第44条（変更なし）</p> <p>（原子炉が計画外停止した場合等の措置）</p> <p>第45条 NSRR管理課長は、安全保護回路が作動したとき、警報装置が復帰できずに原子炉を停止したとき、又はNSRR原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路又は警報装置の項目及びその原因</p> <p>(2) 中性子出力の正常な低下</p> <p>(3) 全制御棒の完全挿入</p> <p>2 NSRR管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、NSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 NSRR管理課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び品質保証課長に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第46条～第59条（変更なし）</p> <p>第7章～第8章（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第26（変更なし）</p> <p>別図第1～別図第5（変更なし）</p>	<p>「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため</p>